

令和4年1月12日

(登録事業者の皆様へ)

北海道商工会議所連合会

Go To Eat 食事券 「精算用封筒」 使用時のご注意について

平素より、Go To Eat 食事券事業（北海道）にご協力頂き、厚くお礼申し上げます。

この度、1ヶ月間の事業経費を北海道にご支援いただけることとなり、**食事券の有効期限は令和4年2月末まで延長されることとなりました。**

今回の期間延長に伴い、1月14日（金）に事業者様宛に精算用資材（精算集計票・精算用封筒）を送付いたしますので、そちらの封筒をご使用願います。

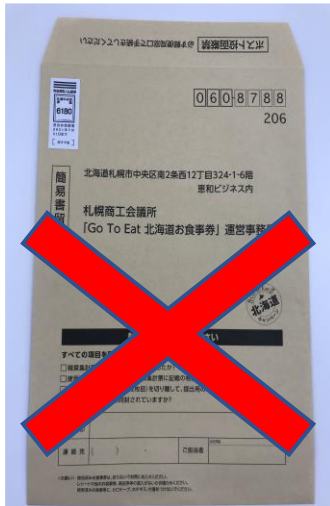
これまでの延長により精算用封筒は、3種類存在します。差出有効期間が異なり、利用できない封筒もございますので、差出有効期間（下記内容）をお確かめの上、精算手続きをお願いいたします。

記

●注意事項（差出有効期間）

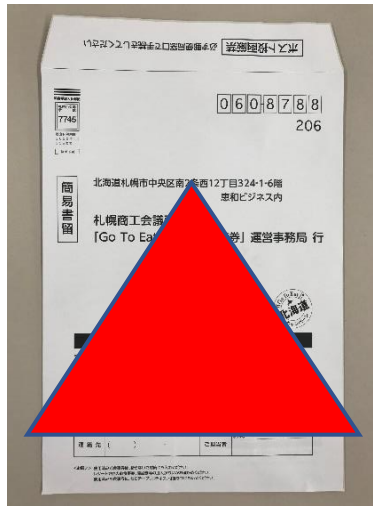
①茶封筒(差出有効期限切れ)

使用不可



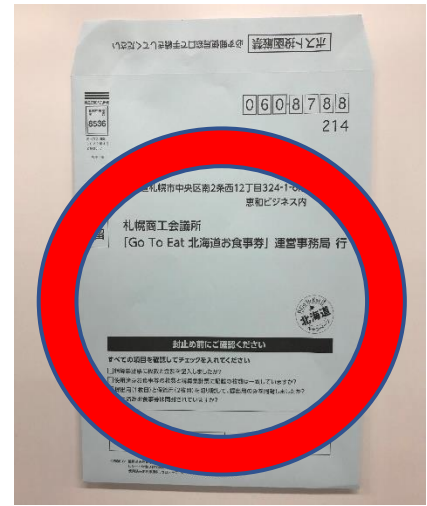
②白い封筒

令和4年1月末まで



③水色の封筒（今回送付）

令和4年4月28日まで



(お問合わせ先) 取扱店用お問合わせセンター TEL 011-351-8645
受付時間 平日9:00~18:00